

第百五十九回国

参議院法務委員会會議録第十三号

平成十六年四月二十二日(木曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

四月二十日

辞任

朝日 俊弘君
今泉 昭君
堀 利和君
井上 哲士君

補欠選任

角田 義一君
信田 邦雄君
福山 哲郎君
宮本 岳志君

四月二十一日

辞任

江田 五月君
信田 邦雄君
福山 哲郎君
宮本 岳志君

補欠選任

小川 敏夫君
今泉 昭君
堀 利和君
井上 哲士君

四月二十二日

辞任

小野 清子君
樋口 俊一君

補欠選任

西銘順志郎君
田 より子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山本 保君

委員

青木 幹雄君
岩井 國臣君
鴻池 祥肇君
陣内 孝雄君
西銘順志郎君
野間 昶君

國務大臣

法務大臣

副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

警察庁刑事局長

組織犯罪対策部長

法務省刑事局長

外務大臣官房審議官

外務大臣官房参事官

今泉 昭君

小川 敏夫君

堀 利和君

田 より子君

井上 哲士君

野沢 太三君

実川 幸夫君

中野 清君

加藤 一字君

近石 康宏君

樋渡 利秋君

門司健次郎君

長嶺 安政君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○労働審判法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十日、朝日俊弘君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君が選任されました。

また、昨二十一日、江田五月君が委員を辞任され、その補欠として小川敏夫君が選任されました。

○委員長(山本保君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁刑事局長、組織犯罪対策部長近石康宏君、法務省刑事局長樋渡利秋君、外務大臣官房審議官門司健次郎君及び外務大臣官房参事官長嶺安政君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本保君) 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松村龍二君 自民党の松村委員でございます。本日、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案が提案されましてこの審議に当たつたわけですが、冒頭、質問をさせていただきます。

国際捜査といいますと、この法案の質問に入る冒頭に、私も、ICPO、国際捜査機関というふうなことを、インターポールというのを聞いておるんですが、インターポールが国際捜査で日本と外国の、日本におきます国際的な犯罪とかいう

のをある程度やつていっているのかなというふうな漠然とした知識もあるんですが、この国際捜査、何ですか、インターポール、刑事警察機構の役割というのはどういうものなのか、今回言う国際捜査共助法の改正と関係があるのかないのか、その辺についてまず警察庁の方にお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(近石康宏君) 国際刑事警察機構を通じての協力というのは、捜査上有益な情報や資料を交換するものでありまして、この条約の締結後も引き続き行われ、中央当局を通じての共助と相互に補完することとなるものというふうには承知しております。

○松村龍二君 その説明だけですと、国際刑事警察機構がもうすべて役割果たしてくれるのかなというふうにも聞こえるんですが、現在どういう内容のことをしておつて、それではどのような点が不十分で今回正に審議される法律の改正になるのか、その関係を教えていただきたい。

○政府参考人(近石康宏君) 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査についての協力の要請を受けたときは、都道府県警察に必要な調査を指示できることとされております。

しかし、要請の内容によつては、例えば関係人の所在地等が明らかでないなど、都道府県警察に指示すべきか、どここの都道府県に指示すべきか決めることもあります。そういうときには、そのような都道府県に対する指示に先立ちまして、国家公安委員会が警察庁の職員に所要の調査の指示を直接に実施できると、指示を直接に実施できるというふうなのが、国際刑事警察機構からの要請に迅速に対応できるようにするため必要な規定を設けるものであります。

○松村龍二君 私は、想定問答じゃないですけれ

ども、質問していないことを今質問して、何かとんちんかんな返事なんです。

フランスに、リヨンにインターポールの本拠地があつて、そこに対して警察からも派遣して、それでいろいろ刑事警察機構を利用して必要な捜査の必要な一部分のことをやっているんじゃないですか。それで、今、国際捜査共助がすべてできるのならこんなものは要らぬので、そうじゃないんでしようということを聞いていますわけですから、何の、そんなペーパー見ないで答えてください。

○政府参考人(近石康宏君) 国際刑事警察機構につきましては、捜査上のいわゆる資料、捜査に役立つ資料、そういうものを提供したり、また協力していただくというふうなものでありまして、今回の、それではなかなか公判上の証拠に使用するもの、そういうものの収集とか協力とかいうのができにくいということがありましたので、そういう面ではそれを今度の条約で補完できるんじゃないかというように考えております。

○松村龍二君 一言で言えば、情報の交換とか手配といいますが、そういうことをやっている程度であつて、証拠収集のために外国からの捜査機関の協力を得るといふ本格的なものではないというふうな認識すればよろしいかと思ひます。まあ突発的な質問もありますので、イロハの質問をしていますので、しっかりと答えてください。

それでは御質問に、法務省、法務大臣に対する御質問に入りますが、犯罪の国際化傾向が指摘されておりましたが、過般の出入国管理法の審議に際しまして、一時の、期間の切れた外国人が犯罪をしているとか、来日外国人の犯罪についても審議されたわけでございます。

最近の新聞の紙面を見ましても、我が国で発生した事件に外国、関係するものが増えております。

福岡の一家殺人事件、これは中国の、来日中国人による非常に残虐な犯罪でございましたが、福岡の一家殺人事件のような犯行グループの一部が

日本で、あるいは一部が外国で、中国で逮捕されるというケースも出ております。また、暴力団が当局の厳しい取締りを避けて海外にけん銃、麻薬、ポルノ等の規制品の供給源を求めてこれを密輸入しようとする事件もあるわけでありまして。最近では、暴力団がやみ金融のお金を資金洗浄のため海外の銀行を利用するといった事件も報道されております。また、暴力団に限らず、日本人が海外において、例えば保険金目的殺人を敢行する、フィリピン等を舞台にすね、そんなような事件も過去に何回も思ひ出さずわけでございます。日米間でいえば、著名な事件としてはロス疑惑事件があります。また最近では、格闘技イベントK-1を主催する企画興行会社による脱税について捜査共助をしたのも挙げられております。

ほかにも大手出版社のいわゆる角川事件ですが、これも、大手出版社の社長のコカイン密輸事件、あるいはこの金余りの時代のプリンストン債をめぐる国際詐欺事件などにおいて、日米の捜査当局の協力が報道されたことを記憶するわけでありまして。

今取り上げたような事件は、我が国で捜査を行います米国に捜査を依頼した事件だと思ひますが、日米間に限らず、今後外国に捜査を依頼するような犯罪が増加していくという傾向はやむを得ないと思うところであります。

このように国境を越えた、我々、行われる犯罪や外国人が主体となった犯罪について捜査をしていくためには、外国との捜査協力は欠かすことができないものと思ひます。たとえば外国に対してであつても、我が国の捜査機関は有効かつ迅速な捜査を行うことができる体制を整えることは治安対策上、効果があることでございます。

今回の法案は、正に諸外国との捜査協力を一層推進するための法律ということでありますけれども、実際我が国が外国から共助の要請を受けたり、外国に対して共助の請求を行った事件は、まづ数の上でどれくらいあるのか、法務当局及び警察当局にお伺いします。

○政府参考人(樋渡利秋君) お答えいたします。我が国が、昭和五十五年の国際捜査共助法施行後、平成十五年十二月末までの間で外国から共助の要請を受けた件数は三百九十四件でございます。他方、同じ期間におきまして我が国の検察官から外国に対し共助要請を行った件数は二百二十五件でございます。

○政府参考人(近石康宏君) 平成十一年から十五年までの過去五年間で、警察が外交ルートを通じて外国に共助を要請した件数は七十一件でございます。

○松村龍二君 そのうち米国との間における件数の割合はどうか、法務当局及び警察当局に伺ひます。

○政府参考人(樋渡利秋君) 我が国が昭和五十五年の国際捜査共助法施行後、平成十五年十二月末までの間で米国から共助要請を受けた件数は百六十一件でございます。他方、同じ期間において我が国の検察官から米国に対し共助要請を行った件数は七十一件でございます。

なお、要請を受けた件数も要請を行った件数とも、米国との件数が他国に比べて一番多いという状況でございます。

○政府参考人(近石康宏君) 平成十一年から十五年までの過去五年間で警察が外交ルートを通じて米国に共助を要請した件数は二十五件でございます。

○松村龍二君 実は、私はこの法案についてはちよつと個人的にも思ひ入れがあるわけですが、

私も平成四年まで治安機関にいたんですが、その後平成七年に参議院に初当選しましたときに、アメリカ大使館の人が、当選後間もなくであったと思うんですが、訪ねてまいりまして、実は日米の捜査協力が、アメリカは司法省ということでは本なんだけれども、日本の場合は外務省を通じてな

いとその依頼がでない。実際には法務省であり警察がやっておるということで、その事件の内容容、そのどういふ協力をしてほしいという内容を

言うにしても、どこを窓口にしていいのかわからない。それで、また外務省を通じていると、専門家じゃないから、もうどこにどうしていいかさっぱりわからなくて頭がもう痛くなる。

こんな御相談を実は受けたことがありまして、その後どのような変遷をたどったのか、今日こうした条約の締結と、また法律が制定されるということで、まあ八年間、そのころからですね、たつてようやく実現したなというふうな、ちよつと個人的な思ひ入れもあるわけですが。

まず法務大臣、この法案は、日本と米国との間で初めて刑事共助条約を締結することに伴ひまして国際捜査共助法と組織犯罪処罰法を改正するわけでありまして、今回の改正によつて、これまでの捜査共助に關し、どのような効果が期待できるのか、法務大臣にお伺いします。

○国務大臣(野沢三三君) お答えいたしますが、今回の法改正によりまして、条約を締結する米国との關係におきましては、外務当局を介さずに中央当局間で直接共助の要請及び証拠の提供を行うことができるようになりまして、今までより迅速に共助を実施することが可能となります。

また、共助の要件が緩和されまして、さらには刑事手続における証人尋問に証人として出頭させる目的で刑の執行として拘禁されている者を移送することができるようになるなど、共助を実施し得る範囲が拡大しまして、より一層緊密な協力、捜査協力体制を構築することが可能となるわけでございます。

今後、米国以外の国とも条約を締結していけば、その国との間でも共助できる範囲が広がり、共助の迅速化を図ることができるようになります。特に最近では、韓国を始めとする東南アジア諸国とのこういった国際捜査共助の必要性がますます高まってくるものと想定されますので、この条約をアメリカとの間で締結することによつて、そのまづモデルとして大変意義のあるこれは条約締結かと思ひます。

○松村龍二君 今回の条約では、いわゆる中央当

局制度を採用し、外務当局を介さずに共助の要請ができるようになることと、これに合せて法改正を行うこととありますが、捜査では迅速性が非常に重要であります。外国では半年も拘束して捜査するというふうな先進国もあるやに聞いておりますが、日本の場合は、警察はもう二十四時間、四十八時間というような時間の中で検察に送らぬといかぬ。また、拘束、勾留されても、初めの十日間、次の十日間、合わせて二十三日しか捜査でその被疑者を勾留、拘束できないと、そういう中において証拠を集めるというようなことですから、迅速性を要するということは非常に重要であるというふうに認識します。

組織犯罪のような場合には、遅くなれば遅くなるほど証拠が隠滅される危険も高まりますし、隠滅されないまでも証拠が発見されにくくなるわけがあります。今回のように、日本と外国の捜査当局が直接連絡を取り合い証拠の授受を行うのは理にかなっていることかと思ひます。

やっぱり外務省を通じれば書類を持っていく運送の時間、運んでいる時間、あるいはもうその手に止まりまして半日は置いておかれると、上司の決裁その他で時間を要する。それが、法務省あるいは警察からファクスで直ちに先方に連絡し、又は先方から法務省に直ちに最近の発達した通信機関、仕組みで返事があるというふうなことで、画期的な時間の節約になるんだらうというふうに思ひます。

それから、お聞きするところによりますと、アメリカと日本で捜査のやり方が違ふと。例えば、犯行現場の実況見分調書を作成しようという場合、日本の場合は詳細な図面を作成し、様々な測定、よく交通事故が起きてても何か一生懸命、距離をメーターで、巻尺で測っているというふうな場面を見ることがあるわけですが、そのような詳細な図面を作成し、様々な測定などを行うわけです。

ところが、米国の場合は、裁判の在り方が違ふということもありまして、日本でお目に掛かれる

ような実況見分調書はおよそ作成されていないという話だそうなんです。供述調書においても、日本は動機を説明しようとして、犯行の前後の状況を含め事件全体について供述を録取るわけですが、しかし、米国では、今から裁判員制度その他の審議の過程でも問題になってくるかと思ひますけれども、米国では陪審員というふうな制度もあって、それはそういうところにゆだねて、調書というものはもう犯罪の事実だけを明らかにするというところで、動機というものは問題とされない。日本に比べてかなりあつさりとした供述調書になるというふう聞いております。日本ではまた入念な裏付け捜査を実施するわけでありまして、しかし、米国では元々詳細な供述を取るわけではないので裏付けの範囲は狭い。

このように、日米間の間を取りましても、実際の捜査のやり方が異なるわけですから、また細部の補充をしてもらうというふうなやり取りをするにしましても、直接の連絡でないと、やたらと隔靴搔痒のことで進まないということにもなるかと思ひます。日本が詳細な裏付け捜査を頼んでも、日本が期待しているような水準のものは簡単には得られないのではないかと思われるわけなんです。

そのような調整が必要ときに、今回、米国と日本が刑事共助条約を締結して捜査当局同士でやり取りを行うというところは、捜査共助の迅速化という点で大変な進歩になるかと思ひますが、今回の法改正は日米の条約だけを念頭に置いた改正になっているのか、法務当局に伺ひます。

○政府参考人(樋渡利秋君) 委員御指摘のように、今回のこの日米条約によりまして、日米間においては迅速な捜査共助ができるものと期待しております。

そこで、今回の法改正は日米間の刑事共助条約がきっかけになつておりまして、日米間の刑事共助条約を締結するために必要なものではございませんが、日米刑事共助条約だけを対象とするものではございません。今回の法改正では、例えば条約

に別段の定めがある場合とか、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているときなど、単に条約と規定しておりまして、日米刑事共助条約に限った規定としては、ございません。

今後、米国以外の国との間で締結する同種の条約も、今回の法改正で規定する条約に含まれることになるというところでございます。

○松村龍二君 戦後、日本の外交というのは一元化ということが非常に強く叫ばれたわけなんです。戦前、駐在武官が勝手に連絡するというようなこと等がありまして、すべてのことは外務省を通じていかぬと、一元化。私も在外勤務ありますけれども、例えばその出身省庁と直接連絡してはいけません、必ず外務省を通じていかぬと、あるいは今でも駐在武官が、諸外国では軍人の身分だからと思ひますけれども、日本の場合は一等書記官、二等書記官兼一等陸佐というふうな、あくまでも外交一元でないといかぬという戦後のきつい流れがあつたかと思ひますけれども、そういう中で今回の問題もあつたかと思ひますが、このような捜査当局同士が直接やり取りを行うというのは日米間のみに限る必要はないというふうに思ひます。

むしろ、世界的な傾向だと思ひますが、世界的状況はどのようになつていくのか、世界的に捜査共助の窓口はどうなつていくのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(樋渡利秋君) あらゆる国につきまして調査したわけではございませんが、委員御指摘のとおり、捜査共助に関しまして、捜査当局同士で直接やり取りを行うのが国際的な潮流であるというふうに理解しております。

今回、条約を締結いたします米国は、我が国との間の条約と同様の条約を既に四十八か国、二地域、一国際機関との間で締結しております。締結国は、英国、フランス、イタリア、スペイン、ベルギーといった欧州の国々、大韓民国、タイ、フィリピンといったアジアの国々、南アフリカ共和国、ナイジェリアといったアフリカの国々、ブ

ラジル、アルゼンチンといった南米の国々のほか、オーストラリア、イスラエルなど、世界各国にまたがっております。これらの国は、いずれも捜査当局を捜査共助の窓口とする条約を米国との間で締結しております。また、多数の欧州の国は、司法捜査当局を捜査共助の窓口とする刑事の司法共助に関するヨーロッパ条約に加入しております。

このような状況に照らしまして、捜査司法当局同士による直接のやり取りをしているのが国際的な潮流であるというふうに理解しております。

○松村龍二君 よく分かりました。捜査というものは、非常に国家の主権にかかわる問題かと思ひます。やっぱり日本におきまして事件、あるいはアメリカ人が日本で犯罪を行った場合に、アメリカの捜査機関が勝手に日本に來て捜査をやっているということでは、これはもう主権は侵害されるわけですから、中央当局制度というものを作って、外務省は離れるけれども法務省がその元締になりましてしっかりとやろうと、こういう話かと思ひます。

今度、少し法律の細かい話を伺うわけですが、今回の改正は、外交ルートを外すという点以外に捜査共助の範囲、内容を拡張することと目的とし、条約に別段の定めがある場合には、双罰性がない場合、日本で犯罪にならないものについては日本は捜査しないというふうなことはなく、双罰性がない場合でも共助をすることができるといふことでありますが、そもそも外国のために共助を行う上で双罰性を要件とするのは世界的に通常のことなのか、少なくとも米国では要件としていないと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) これもあらゆる国について調査したわけではございませんが、委員御指摘のとおり、米国では双罰性は共助の要件とはされておられません。フランス、カナダ、オーストラリア、韓国、またイギリス、ドイツも双罰性は原則不要としております。これに對しまして、イタリアやタイでは双罰性を原則必要としておりま

すが、条約で別に定めれば不要という法制であるというふうには承知しております。

○松村龍二君 共助を促進するとの観点からは、条約に別段の定めがある場合に限らず、双罰性がなくても共助することができるようになるべきではないのでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 確かに、条約の存在にかかわらず双罰性を要件としない法制を採用している国もございまして、双罰性を絶対的な要件としないことが国際的な潮流となつてはおりますが、すべての国がおよそ条約の存在を問わず双罰性を要件としないわけでもございせん。どのような場合に共助を実施するか、どのような場合に共助を拒否するのかにつきましては、捜査共助の必要性、法制度の相違、国民感情等を踏まえながら個別に取り決めていく必要がございまして、条約で定めることにより双罰性の要件を緩和するのが妥当であるというふうには現在思っております。

したがいまして、条約の有無にかかわらず、すべての場合に双罰性を問わずに共助を実施すべきとするのは、現状においては妥当ではないのではないかとこのように考えている次第でございします。

○松村龍二君 今回の法改正では、受刑者証人移送制度を創設するというところでありますが、このような制度を設けた理由は何か、お伺いします。

○政府参考人(樋渡利秋君) 今回創設いたします受刑者証人移送制度は、刑事裁判の法廷で証人として証言を求めるために、我が国において受刑中の者を外国に一時的に移送し、また我が国が外国で受刑中の者の移送を一時的に受けることができるようにする制度でございします。

これまでは、外国で受刑中の者に我が国の刑事裁判の法廷で証言してもらう方法はなく、また我が国で受刑中の者を証人として呼びたいと外国から頼まれましてもこれに応じる方法がなかったものでございします。しかし、この制度が実現しますと、外国の刑事裁判の審理の充実が協力できるほか、

我が国の裁判所の面前で外国の受刑者に証言してもらうことができるようになるわけでございまして、法廷での面前での裁判官の心証形成には役立つだろうというふうには思っております。

国際的にも、拘禁されている者について証言目的等のため一時的に移送する制度の有効性についての認識も高まっております。このような情勢を踏まえて、日米刑事共助条約上も拘禁されている者についての一時的な移送の制度が導入された結果、そのための法整備を行うこととしたものでございします。

○松村龍二君 この制度は条約がある場合に限られるのでしょうか。現在でも捜査共助は条約がある場合に限り行われるようになっております。さきの福岡の中国人の事件を例に挙げても、必要な捜査共助は行われているというふうには思いますが、逃亡犯罪人引渡しについても、原則として条約を結んでいる国ではなくても犯罪人の引渡しを行つたりしております。受刑者証人移送も条約がある場合に限りなくともいいのではないかと思われますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 委員御指摘のとおり、国際捜査共助法における一般の共助及び逃亡犯罪人引渡法における一般の引渡しについては条約前置とはしておらず、受刑者証人移送制度においても条約前置主義を採用しないという選択肢も考えられないわけではないと思ひます。

しかしながら、受刑者証人移送は、一般的とはいへ、日本国民を含む我が国の受刑者を相手国の拘禁の下に置き、又は相手国の受刑者を我が国の拘禁下に置くものでございしますから、送出国と受入れ国の二国間で相互の司法制度に對し高度の信頼関係が成り立っていることが前提となるというふうには考えるわけでございします。

そして、あらかじめその要件及び手続を明確にし、手続の適正を確保するとともに、相互に同様の移送を行うことの保証を確保するものとする必要性が高いため、条約を締結している場合にのみ受刑者証人移送を行い得ることとしたものでござい

ます。

○松村龍二君 よく分かりました。

移送の対象となるのは受刑者ということに法律上なっておりますが、未決拘禁の者は含まれないと思ひますが、それはなぜ除外されているのでしょうか。移送できる者の範囲は広くすべきではないかという指摘もあろうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 受刑者証人移送の対象に刑の執行により拘禁されている受刑者のほか未決拘禁者をも含めるといたしますれば、本来、当該未決拘禁者自身の刑事裁判の審理等のために拘禁されているにもかかわらず、外国での証人尋問のためにその拘禁を継続し、これを利用して移送することで裁判が遅延するなど、その審理に影響を与えるおそれがあるなどの不都合が生じ得るのではないかとこのように考えるわけでございまして、そこで移送の対象となる被拘禁者から未決拘禁者を除外し、受刑者に限定したものでございします。

○松村龍二君 移送は証人尋問に証人として出頭させるために限定しておりますが、それはなぜでしょうか。証人尋問に限定せずに取調のための移送も含めれば、共助を要請し外国の捜査機関に供述調書を作成してもらうのではなく、我が国に移送して我が国で調書を作成することも可能になると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 委員御指摘のとおり、受刑者移送が認められる、受刑者証人移送が認められる範囲を証人尋問に出廷させることを可能とする場合に限定せずに、捜査段階における取調べや事情聴取を行う場合にも可能とすることも考えられるわけでございします。

しかし、このような目的での移送を認めるとなると、移送を行う場面が多くなり過ぎ、受刑者及び国家の双方にとつて物理的、経済的に過大な負担となることも懸念されないのでございませ

けでございします。その一方で、受刑地における供述の収集によつて共助の目的を實質的に達し得ることも少なくないというふうには思ひます。

そこで、裁判の結果に直結する証人尋問という重大な局面において、真に移送を必要とする場合に限り受刑者移送を行うこととしたものでございします。

○松村龍二君 更に細かい質問になりますが、今回の法改正では、業務書類等に関する証明書についての規定も整備するわけでありますが、なぜこのような制度が必要なのか、その趣旨を法務当局に伺ひます。

○政府参考人(樋渡利秋君) 諸外国には業務を遂行する過程において作成又は保管された書類につきまして、その旨の証明があれば伝聞法則の例外として証拠能力を付与するとの法制度を有している国があり、これらの国から業務書類の提供に関する共助要請があるときは、当該業務書類が業務の過程で作成又は保管されたことについての関係者による証明書の提出が随伴して要請されることが多いのでございします。そして、その場合の関係者による証明書の提出は、虚偽であれば刑罰による制裁を受けることの制度的担保の下で行われることが必要とされているのが通常でございします。我が国では公務員以外の私人が虚偽の内容の文書を作成したとしてもそれだけでは直ちに処罰されないことから、従来は、証人尋問を行いその結果を記載した証人尋問調書を送付することに

よりかかる要請にこたえてきたところでございします。

しかしながら、証人尋問は裁判所で行う必要があり、期日の設定等に時間を要することから、簡易な証明書の提出によりかかる要請に直接的にこたえることが迅速かつ効果的な共助の実施に必要不可欠でございします。加えまして、ここで想定される証明内容は、当該書類の作成又は保管の状況という定型的事務的な事項に限定されるのでございまして、証明書の提出という証明形式になり易い上、その方がかえつて証人尋問を実施

けでございします。その一方で、受刑地における供述の収集によつて共助の目的を實質的に達し得ることも少なくないというふうには思ひます。

そこで、裁判の結果に直結する証人尋問という重大な局面において、真に移送を必要とする場合に限り受刑者移送を行うこととしたものでございします。

するよりも証明者の負担軽減につながるものだと考えます。

そこで、本改正におきましては、第八条第三項を新設いたしまして、検察官又は司法警察員に業務遂行過程において作成又は保管された書類等の作成者又は保管者に対しその作成又は保管の状況についての証明書の提出を求めることができることとするともに、第九条を新設して、証明書の提出を求められた者が虚偽の証明書を提出したときは一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとして、諸外国からの要請に迅速にこたえ得る制度を整備したものでございます。

○松村龍二君 大変便利な制度かと思いますが、相手方が証明書の提出を拒んだ場合にはどのようなことを考えられるのか、どう担保するのか、お伺いします。

○政府参考人(樋渡利秋君) 業務書類等に関する証明書の提出を求めた相手方が証明書の提出を拒んだ場合には、原則に戻るわけでございまして、裁判官に証人尋問を請求することということになります。そのため、第十条第三号は、第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者がこれを拒んだとき、検察官は裁判官に証人尋問を請求することができるものと規定いたしまして、このことを明らかにしている次第でございます。

○松村龍二君 今回の改正で、捜査共助に関し、ようやく世界標準になるための受皿ができるわけでありますが、今後どのような国との条約を締結していくべきか、法務、警察当局はどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(樋渡利秋君) 現時点で、米国に続いてどの国との間で刑事共助条約の交渉を行うかということにつきましては具体的に決定しているわけではございませんが、我が国にとつての共助のニーズを勘案しつつ、関係省庁とも相談しつつ検討してまいりたいというふうに考えております。具体的には韓国などアジア諸国の中に捜査共助に関するニーズが高い国があるものと認識しております。

せっかくこういう法の改正をさせていただくわけでございますから、できるだけ広い範囲でできるように努力はしていきたいというふうに思っております。

○政府参考人(近石康宏君) 我が国にとつての共助のニーズを勘案しつつ、優先順位付けを行っていく必要があるというふうに考えております。

現時点で、米国に続いてどの国との間で刑事共助に関する条約の交渉を行うかにつきましては具体的に決定しておりませんが、米国以外の国の中ではアジア諸国の中に捜査共助に関するニーズの高い国があるのではないかとというふうに考えておられまして、今後、関係省庁とも相談しつつ、具体的に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○松村龍二君 私も先般、この前は外交防衛委員会に所属しておりましたので、諸外国の大使館の方とお話ししておりましたら、ヨーロッパの先進国の中で自分たちもそういう条約を結びたいというような国もございましたので、御紹介しておきます。

最後に、速やかに他国とこの種の条約を締結していくことを望むわけでございますが、この点に関しまして、法務大臣に御所見をお伺いします。

○国務大臣(野沢太三君) 今回の法改正によりまして、米国のみならず、米国以外の国との間でも同種の刑事共助条約を締結していく土台が整うことになるわけでございます。日米刑事共助条約の締結後は、各国との間の刑事共助に関する条約の締結に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今、日本がこの刑事事件に関して相互に協力している国は約三十か国ほどに上っておりますが、今回のこの締結によりまして、更にこの中でも特に東南アジアを中心に需要の高い国辺りからこの制度を拡大しまして、より一層国際犯罪の防止、そして解決のより一層の早期化等について努力をしてまいりたいと考えております。

○松村龍二君 以上で終わります。

どうもありがとうございました。

○委員長(山本保君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、樋口俊一君が委員を辞任され、その補欠として円より子君が選任されました。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

このように国際協力を進めて犯罪の撲滅、取締りに向かう、取り組みということは大変好ましいことだと思っておりますが、何よりも、そもそも犯罪が起らないということがこれは理想なわけでございます。

そうした意味におきまして、まず政府、政治家そのものがきちんと国民に対して説明すべきは説明して、身を正すということを実践しなきゃ、しなくてはいけないかというふうに考えておるわけでございます。

それで、法務大臣、副大臣、大臣政務官にお尋ねいたしますが、今、日歯連の事件によりまして、多額の政治献金とか、いわゆる言葉を変えれば、ばらまきじゃないかというようにことが大変国民注視的となつております。

それに関しまして、この点お尋ねいたしますが、大臣、副大臣、大臣政務官のお三方は、日歯連からの政治献金を受けているか否か、あるいはパーティー券の購入をしていたかどうか。そうですね、最近五年以内で結構ですが、その状況について御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣(野沢太三君) 政治献金の扱いについては、ルールに従いましえてきちんとやってきましたものではございますが、今改めてお尋ねということでございますので、きちっと調べまして対応したいと思っております。

私の記憶では、そういった事実はないと考えております。

○副大臣(実川幸夫君) 私も、記憶では献金等は

受けたことはないというふうに記憶しております。

○大臣政務官(中野清君) はつきりとしなきゃ分かりませんが、私の記憶でも日歯連からのあれはないと思っております。

○小川敏夫君 副大臣の答弁が一つあいまいだったんだけれども、献金はないという、同時に、パーティー券の購入の方はいかがですか。あるいは、その点も含めて、お三方にまた確認ですけれども。

○副大臣(実川幸夫君) パーティー券もございません。

○小川敏夫君 政務官もいかがですか。

○大臣政務官(中野清君) それはなと思います。

○小川敏夫君 あと、今最大の国民の関心事といえば、やはり年金問題だと思うんですが、江角マキコさんが国民に国民年金の保険料を払うようにというポスターに起用されているが御自身が払っていないかということが話題になりましたが、やはり国民年金の未加入と、あるいは保険料未納ということが大変大きな社会問題となっておりますが、こうした観点から含めれば、国会議員、ほかに民間会社の役職がなければ国民年金の加入者だとは思いますが、この点、大臣、副大臣、大臣政務官のお三方は国民年金の加入及び保険料の納付につきましては実行されておられるでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(野沢太三君) 私の経歴からいいますと、この国民年金の問題については該当しない立場であると思いますが、詳細につきましては、プライバシーに属することなので差し控えています。

○副大臣(実川幸夫君) 私も、プライバシーに關しますので、お答えを差し控えていただきましたと思います。

○大臣政務官(中野清君) 私も、個人的な問題じゃないと思っております。きちんとやっていると思いますが、プライバシーの問題ですか

ら、取りあえず御遠慮させていただきます。

○小川敏夫 君 プライバシーといつても国民年金は加入する義務があるわけなので、その国民の義務を果たしているかどうかということがプライバシーか。まあ、犯罪者についても黙秘権があるんだから、それ以上答えないならまあしょうがないかもしれないけれども、まあ一応今日のところはそうしたことで質問は終わりたいと思います。

この捜査に関する国際共助の点であります、最初に警察庁の方にお尋ねいたします。

とにかくここに来て、大変に重要な事件、福岡の一家四人殺しですが、非常に単純な動機で大変に凶悪極まりないという犯行が実行された。これが事件が解明するまでには警察の方の大変な努力があったんではないかということで、その点については大変に高く評価しておるんですが、この事件の捜査、解明につきましては、中国からの捜査の協力も大分受けていると思いますが、どうでしょう、この点についての中国の協力具合といいますか、協力状況についての状況を説明していただけますでしょうか。

○政府参考人(近石康宏君) 御指摘の事件に関しましては、我が国から中国当局に対し捜査共助を要請しておりますが、これに對しまして中国当局は積極的に対応していただきました。証拠の証拠の送付など、協力が迅速に得られたところであります。

○小川敏夫 君 これは日本から捜査官が中国に赴いて、それで事情聴取もさせてもらえたようなことはあるんですか。

○政府参考人(近石康宏君) これ、今公判中であり、捜査の中身でありますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○小川敏夫 君 いやいや、捜査の中身といったって、日本の捜査官が中国に行つて事情聴取をしたのかどうか、余り証拠の中身に関するところではないと思いますので、むしろこの捜査共助の状況についてお尋ねしているのでお答えいただきたいんですが。

○政府参考人(近石康宏君) 聴取したというより、中国の当局が取り調べるところを立ち会つたという事実はございます。

○小川敏夫 君 そのことをいいか悪いか議論するつもりじゃないので。

ただ、ある意味ではこの今議論している国際捜査共助法ですか、これは依頼を受けた国が、その国の捜査機関が捜査をするということですね。ですから、今回、福岡の一家四人殺しの事件ではある意味ではこの国際捜査共助法で認めている以上のことを中国は協力してくれた。すなわち、今の国際共助法、この議論している国際共助法は日本が中国に依頼すれば中国の捜査機関が独自に捜査するということを決めているわけで、日本の捜査機関が中国に行くということまではこの法律の中に入つておらないわけです。

ですから、そう思いますと、あの福岡の一家四人殺しでは、中国当局は正に今この国際捜査共助法で認めていること以上に更に協力してくれたと私は思つておるんですが、そういうふうに見えるんじゃないでしょうか。つまり、日本の捜査官が中国まで行つて、捜査の場に立ち会わせてくれたということとは、この国際捜査共助法、この法律で決めていること以上の協力をしてくれたんじゃないかと、こう言っているわけ。

○政府参考人(近石康宏君) 委員御指摘のこの共助法以上のことを中国がやつてくれたかということでありますれば、これはそれ以上のことをやつていただいたという事実はないものと承知しております。

○小川敏夫 君 別に事実を聞いてるので、いいか悪いか議論しようと思つてゐるんじゃないんですけれども。

ただ、この国際捜査共助法は、求めた国の捜査官が受入れ国の捜査に関与することまではこの法律では求めていないですよ。これは法務省の方、いかがでしょう。

○政府参考人(樋渡利秋君) 捜査共助を要請する、又は要請された場合におきまして、取調べの

共助要請だというふうに思うわけでありましかれども、要請された側の捜査機関が取調べをしたその結果を要請した国に渡すということでございます。その要請された側の捜査機関が取調べの過程において、要請した側の捜査機関を捜査させるのではなくに立ち会わせるということは往々にしてお互いの国でやつてゐることだというふうに思ひます。

○小川敏夫 君 やつてゐるけれども、この法律上は義務じゃないわけですね。

○政府参考人(樋渡利秋君) もちろん義務ではございませぬが、今回の日米共助、捜査共助条約においてはできるだけ努力をするという条項がございします。

○小川敏夫 君 私は警察庁にそういうことをしちゃいかぬなんということを言うつもりはないんですが、ただ事実を聞いてゐるわけで、共助関係がよく機能しているかどうかということを確認するために聞いているだけで、日本の捜査官が中国に行つたことがけしからぬなんということは全く考へてゐないんです、そういう意味で聞いているんじゃないんですから。

中国以外に結構、往々にして今そういう意味で日本の国内で起きた捜査のために海外で確かに共助を受けなければならぬ事件というのは結構、随分あつたと思ふんですね。

例えば、青森県公社で多額の横領事件がありました。あれで、妻がチリに行つてしまつたわけで、これは横領したお金の使途に関して大変に重要な参考人であつたと思うんですが、これについてはどうですか、そのチリの方の捜査協力の方はどうだつたでしょうか。

○政府参考人(近石康宏君) これにつきましても、チリの捜査当局からの積極的な協力が得られております。

○小川敏夫 君 そうですか。一つ一つ聞いてもしょうがないけれども、しかし、協力を受けられない国も現にあるわけですか。そこら辺の状況はどうでしょう。捜査協力を受けて協力的な国もある

けれども、そうでない国もあるかとも思うんですが、そこら辺のこの状況について概括的に説明していただけないでしょうか。

○政府参考人(近石康宏君) これは事件の内容にもよりますし、また受けた、こちらから要請した相手方の国の法制にもよりますので、十分な我々満足できる協力を得られない国というのものもあることはあるということでもあります。

○小川敏夫 君 まあ、今回の条約あるいはこの法律のほかにもう一つ面、十分な共助が得られて捜査の方しつかり尽くして国民の生命、生活を守るといふことで、これから一生懸命努力していただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

この国際共助法のことについて、この法律の内容について順次お尋ねいたしますが、まず、外国の共助要請を受けて我が国で実際に捜査に動く当局ですが、普通に考えますと警察と、あるいは検察庁と、これだけが思い浮かぶんですが、しかし、さらにもう少し検討しますと、各個別の法律によつて、自衛隊法では自衛隊にあると、あるいは海上保安庁の件に關しても司法警察権があると、あるいは麻薬取締官、これは厚生労働省ですが、これにも司法警察権があると。こうした司法警察権を持つてゐるそうした自衛隊、海上保安庁あるいは麻薬取締官、こうしたものもこの法律の規定上は共助の協力をする対象の捜査当局には入るんじゃないでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 御指摘のとおりでございます。

○小川敏夫 君 そうすると、どの捜査機関に依頼するか、大きく言つても警察と検察庁もあるわけで、それから今言つたように理論的にはそのほかにも幾つかある。これは依頼する側、すなわちアメリカ側が選択して依頼するんじゃないか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 我が国が外国の捜査共助要請に応じることとした場合には、法務大臣は、相当と認める地方検察庁の検事正に對し関係書類を送付して共助に必要な証拠の収集を命じるか、国家公安委員会又は海上保安庁長官

その他司法警察職員として職務を行うべき者の置かれてある国の機関の長に共助の要請に関する書面を送付することとございまして、その間、協議しながら法務大臣がお願いするということになるわけでございます。

○小川敏夫君　そうするとあれですか、それはアメリカ側の方はあくまでもすべて法務大臣をいったん窓口にする、こういう趣旨なんではないですか。

○政府参考人(樋渡利秋君)　そのとおりでございます。中央機関、中央機関制度を設けておりまして、受ける方は法務大臣が一手に受けることになっておりまして、いずれの機関に、いずれの機関に共助に送付すべきかにつきましては、例えば要請の内容が証人尋問の実施である場合や、共助の要請に関する書面において証拠の収集を行う機関が明らかでない場合を除きますと、法務大臣において、事案や要請の内容に応じ関係機関と協議した上、いずれの機関が共助を行うのが最も適当かを決定することになります。

○小川敏夫君　それでは、実際にアメリカから共助要請を受けて我が国の捜査機関が行うその捜査手段ですが、これは具体的にどの程度限定があるのでしょうか、あるいは全く無限定なのか、そこら辺についての御説明をお願いいたします。

○政府参考人(樋渡利秋君)　結論を申し上げますれば限定がございまして、外国の要請を受けて捜査共助を行う場合、検察官又は司法警察官は、共助に必要な証拠の収集に際し、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を嘱託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができます。

また、検察官又は司法警察官は、共助に必要な証拠の収集に際し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、搜索又は検証をすることができます。

さらに、裁判官に対して証人尋問を請求すること

とができるということになっております。

○小川敏夫君　捜査の手段で、例えば、もう五年前ですか、通信傍受法などで相当議論があったところがあるんですが、捜査の手法として通信傍受ということがあるんですが、これが除外されているのではないかとこの意見もあつたんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君)　御指摘のとおりでございます。国際捜査共助法に規定されている以外、これは先ほど申し上げましたものでございまして、それ以外の形態の証拠収集に関する処分については実施することができません。したがって、外国の捜査機関からの要請を受けて通信傍受を行うことはできないというふうになっております。

○小川敏夫君　これも一つの確認なんです、これは国際捜査共助ですから、あくまで捜査ですね。証人尋問とかいろいろ言葉が出てくるんですが、公判手続において、裁判所が公判の審理のために、要するに公判の取調べともいいます、証人尋問でしょうか、そうした裁判所が裁判所の公判の審理のために共助を要請するというものとはこれはまた違うんですね、この捜査の点と。その点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君)　御指摘のとおりでございます。外国に対する捜査共助の要請とは刑事犯罪の捜査に必要な証拠の提供を求める行為でございます。まして、概念といたしましては捜査当局が要請主体として、主体として想定されているものでございます。

他方、裁判所が外国に対し主として公判において行う証拠調べに対する協力を求める行為は、いわゆる司法共助と称されておまして、その相手方は外国の裁判所になるわけでございます。

○小川敏夫君　これも確認なんです、そうすると、証人尋問ということが度々出てくるんですが、これは裁判所における公判手続の証人尋問じゃなくて、いわゆる捜査段階での手続における証人尋問に限定されておるわけですね。ちよ

と、証人尋問という公判も入るのかなというふうに思いますが、捜査の一つの手法として認められておる証人尋問に限定されておるわけですね。

○政府参考人(樋渡利秋君)　はい。

捜査において証拠を収集するために必要な手段として証人尋問をお願いして、その結果を捜査機関としていただくということとございまして、それを公判廷に証拠として提出できるものかどうかというところは後刻判断の上で、またそれに証拠能力が付与されるかどうかということも裁判所が決定すべきものでございます。

○小川敏夫君　あと、日本の刑事訴訟法では、起訴後、起訴後であっても捜査は、補充捜査は継続できるわけですが、これは当然、そうすると起訴後であっても捜査のための共助依頼はこれはできるといことになるわけですね。

○政府参考人(樋渡利秋君)　我が国におきまして、公訴提起後におきましても補充捜査ができることは委員御指摘のとおり当然でございます。そして、外国に対する捜査共助の要請は、刑事犯罪の捜査に必要な証拠の提供を要請するものでございまして、捜査当局の証拠収集については刑事訴訟法に関する規定によって遂行されるものでございまして、公訴提起後であっても捜査に必要であれば共助要請をすることができるとなっております。

○小川敏夫君　それで、我が国の捜査機関がアメリカの協力で得られたその捜査の結果、これについて我が国の裁判手続において公判で証拠提出するという場合、例えばアメリカで裁判官の前で宣誓した証言調書もあるでしょうし、そのほかの供述調書等もあると思いますが、こうした証拠の扱いについては、これは我が国の刑事訴訟法上の扱いでは、いわゆる証言調書とか検面調書とか、そういう扱いにはならないと思うんですが、これはそういうことでよろしいんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君)　おっしゃるとおりでございます。我が国の刑事訴訟法上は裁判官あ

るいは検察官面前の、いわゆるそういう裁判官面前調書、検察官面前調書以外の調書として取り扱われることとなります。

○小川敏夫君　それで、当然捜査段階で作成された書類ですから弁護人の立会い下でないでしょうし、しかし、アメリカで得られた資料が我が国の公判で証拠として出てくるという場合、これ弁護人が絡む反対尋問権が十分には保障されないと思うんですが、これはどのように対応したらいいんでしょうか。ないものはないでしょうがないということなんではないですか。

○政府参考人(樋渡利秋君)　ただいま申し上げましたが、裁判官面前調書、検察官面前調書以外の供述調書として取り扱うものでございまして、それは例えば司法警察官が取り調べた供述調書等とか、いろいろな供述調書があることは委員御存じのとおりでございます。それににつきまして反対尋問権という場合には、その供述者に日本に來て法廷で証言をしてもらうという道を取れるかどうかということに懸かっているものというふうに思います。

○小川敏夫君　質問は変えますが、いわゆる双罰性の要件ですね。我が国では犯罪ではない、しかしアメリカでは犯罪だというのがあった場合に、それについて我が国で捜査をする。捜査を受けた側からすると、どうも国内では犯罪ではないものについて取調べなり証人尋問を受けるということは、むしろ国民感情に合わないんじゃないかと。先ほど双罰性のことに關しまして松村理事からの質問に對して、国民、双罰性の要件を外すことが国民の、国民感情にも合うんだというような答弁だったと思うんですが、どうも私は、むしろ我が国の犯罪でないものについて取調べを受ける可能性があるというところは国民感情にはむしろ反するのではないかと。一度お考えをお聞かせいただけませんか。

○政府参考人(樋渡利秋君)　これは条約に別段定

めがある場合ということでございまして、条約を結んだ国との関係になるわけでございしますが、反対に我が国で犯罪になることで他国で犯罪にならないというものはあるわけでございまして、例えば銃、銃砲等の単純所持と、それはアメリカ力では犯罪にはならない。しかし、日本では大きな犯罪で、銃を入れない、持たせないというようなことでございします。

そこで、例えばやぐさが大量にアメリカ力から銃を入れてきたと。その根拠を突き止めるような調査が必要の場合に、向こうでは法律にないから調べられませんが、これもまた我が国の国民感情にあるいは反するのではないかとということでございまして、したがって、そういうような条約に基づいて双罰性がない場合に捜査ができるということは、お互いの国の司法関係、司法制度を信頼してやろうということでございします上に、原則は任意捜査でございまして、強制を伴う場合にはいろいろと慎重な配慮をしながらやっていますということにしているわけでございします。

○小川敏夫 それから、この法案では、捜査の共助において犯罪の証明に必要な要素から、この共助の協力をお互いにしやすいように要件が緩和されているわけですが、この犯罪の証明に不可欠だという要件が外れますと、しかしまあ犯罪の捜査だから犯罪には、捜査には関係してはいたくないので、もう少し具体的に言うと、どういうふうな要件が広がって、どの範囲まで広がったというふうに見えるのでしょうか、ちょっと説明していただきたいと思っております。

○政府参考人(樋渡利秋君) 簡単に結論を申し上げますと、その不可欠性の要件はプラスアルファ、そういうものの証明が必要だということになったものを、条約にある場合に限りそれを取り除くということにございまして、証拠の不可欠性の証明が要求されますのは、証人尋問であれば、証人が場合により勾引を受け、あるいは偽証

罪等の制裁を受けることがあり得るところでございまして、また証拠物の提供であれば、当該証拠物の所有者等の権利をその限度で制限することとなりますために、国民の権利を制約する度合いが比較的大きいと言いますので、不必要な共助を請により国民に過大な負担を課することとなるのを避けるため、特に当該証拠物が不可欠であることが明らかでない場合のみ共助の要請に応じることとして

他方で、これらの証人尋問、証拠物は刑事事件の捜査及び訴追のために重要な役割を果たすことが多いのは明らかでございまして、証拠の不可欠性の証明を余りに厳格に要求し過ぎれば迅速な共助の実施に支障を及ぼす面があることも否定し得ないところでございします。特に、条約を締結する場合に、当該外国の司法制度に対し高度の信頼関係が成り立っていることが前提でございまして、必要のない共助要請がなされることは通常でないというふうに考えますので、条約において共助の実施要件、手続等について詳細な取決めのする際に証拠の不可欠性の証明を緩和することも不当とは言えない場合もあるだろうというふうに思うわけであります。

そこで、条約の有無を問わず、証拠の不可欠性の証明の欠如を絶対的な制限事由とするのではなく、条約に別段の定めがある場合においては、証拠の不可欠性の証明がなくても要請国において捜査、訴追のために必要となる証拠についてその共助ができるものというふうにしたものでございします。

○小川敏夫 この犯罪の証明の不可欠性という要件が緩和されると。そうすると、端的に言いますと、捜査官の方が捜査に必要だと考えればもうそれで共助の対象になると、こういうふうな考えでよろしいのでしょうか。——もう一度同じ質問しましょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 済みません。

○小川敏夫 じゃ、もう一度同じ質問。犯罪の証明に不可欠な、不可欠なということが

この捜査共助の要件だったわけですが、その犯罪の証明に不可欠だということの要件が外れたと。じゃ、今度外れた場合、じゃ端的に言って、捜査官側の方で捜査に必要だと考えればもうそれで共助の要請ができる、あるいは共助を受け入れなくてはならない、こういうことになるんだと思うんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 要は、必要な捜査の範囲内だということに判断できればその共助の要請を受けるということにございまして、例えば不可欠性の要件についての具体的な例を挙げて申し上げますと、証人尋問について、例えば要請国の法制度上、宣誓供述でなければ証拠能力を有しないため公判立証を行うことができない場合がこれに当たりまして、証拠物の提供については、例えば偽造文書であるかどうかを判定するために特にその原本を調べる必要がある場合、要請国の法制度上、法廷において当該証拠物そのものを提示しなければならぬ場合がこういうことに、こういう場合に当たるわけでございしますが、それを余り厳格に証明を要求するのではなく、お互いの司法制度を信頼し合って、そういう要請のために必要なんだと、そういうことのために必要なんだというところがこちらの方で分かれば要請を受諾するということになるわけでございします。

○小川敏夫 実際に起きた事件をヒントにこういうケースということで考えてみたんですが、例えばアメリカで、ロサンゼルスで日本人が日本人を殺害したというようなケースがあって、主犯と実行犯が別の人間で被害者が日本人と。で、その主犯が日本で、これは当然、国外犯ですから日本で裁判を受けることになる。しかし、結局、日本国内では殺人に関して無罪になったと、で、無罪判決が確定したというような場合があったとします。しかし、主犯とは別に実行犯がアメリカにいて、そのアメリカで仮にその実行犯がやはり殺人で捜査される状況になったという場合に、当然アメリカの方からこの我が国にに関して、もう

既に無罪が確定した人物に対して、参考人、あるいは実際の共犯者なんだろうけれども、無罪が確定しているというその者に対して捜査の共助があり得るかもしれない。そうすると、もう我が国で無罪が確定しているという人間に関して、同じ事実についてそうした捜査の共助があるということも、これは、アメリカで捜査がある以上これはやむを得ないということになるんですね。

○政府参考人(樋渡利秋君) 結論を申し上げますと、そのとおりでございまして、我が国の裁判で無罪判決を受けたことは、国際捜査共助法第二条に列挙された共助の制限事由のいずれにも該当いたしません。したがって、日本の裁判所で無罪判決を受けた者でありまして、同法第五条に定めるとおり、法務大臣が相当であると認めるときは、共助の要請に応じて事情聴取や証人尋問といった必要な措置を取ることができることとなります。

○小川敏夫 これは当然のことだということかも知れませんが、あくまでも捜査の共助ですから、その手続の中で、参考人が被疑者であつて犯人であるからといって身柄を拘束するとか逮捕するとか、そうした手続には全く関与しない、それはまた別の手続の話だと、あくまでもこれはこの定められた捜査を行うというだけの話だということですね。

○政府参考人(樋渡利秋君) 全く御指摘のとおりでございします。

○小川敏夫 あと、受刑者の証人移送ということについてお尋ねしますが、これも証人移送ということでありまして、先ほど確認したように、裁判の公判における証人ではなくて、捜査における、要するに出頭してこない参考人に対して捜査手続として行う証人尋問のことを想定していることだと思っておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 我が国が証人移送、受刑者証人移送を求める場合は、我が国の裁判で証人となつて出てきてもらうために来てもらうわけ

けてございまして、各国の法制度によりますけれども、あくまでも法廷での証人として呼ばれることに応じるということでございまして、各国の法制度で我が国のような裁判であるのか、あるいは別の裁判であるのか、少なくとも法廷と呼ばれるということでございます。

○小川敏夫 ああそうですか。ここで言う受刑者証人移送というこの証人というのは、あくまでも捜査段階における捜査のための証人ではなくて、公判、公判における証人も含む。そうすると、これ、ある意味ではこれ司法共助も含んじやってあるんですかね、この部分は。法文ですと刑事手続と書いてあるんですけれども。私は、私の先ほどの答弁も含めた理解は、ここで言う刑事手続というのは、裁判における公判手続ではなくて、捜査のために参考人が出てこないから、出てこない参考人について証人尋問をするという、あの捜査の証人尋問を言っているのかと思つたんですが、これは公判の証人尋問、すなわち司法共助もここでは、この証人移送、受刑者証人移送の部分では含んでいないことなんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) この改正案で設けます第二十三条で書いてあることでございますが、「日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたものについて」ということでございまして、裁判所が、我が国が受刑者証人移送で移送してもらうことを要請する場合には、日本の裁判所が証人尋問の決定をした者について来てもらうということでございます。

○小川敏夫 そうですか。分かりました。じゃ、その第二十三条の刑事手続は公判も含むということですね。答弁は要りません。

あと、新設される業務書類等に関する証明制度ということですが、これは、当事者は公務所だけでなくて私人も含む、あるいはむしろ私人を中心とした規定なんですか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 御指摘のとおり、私人も含みます。公務所の者も含みます。

○小川敏夫 そうすると私人、私人がどうい

証明するかどうか、これはそのケース・バイ・ケースについて、もちろん証明の証明力、信用力等も兼ね合わせて求める者が判断するということになるわけですね。私人だから決まった証明方式もないわけですから、これは捜査する側が言わばその状況に応じた証明方法を選択するということになるんじゃないですか、これは。

○政府参考人(樋渡利秋君) これは、外国から頼まれることでございまして、外国の方で必要なフォームというものはあるだろうと思います。ちなみに、日米共助条約、捜査共助条約については、アメリカ側のフォームは、定形式は決まっております。

○小川敏夫 先ほどの受刑者証人移送ですけれども、これ、具体的にどこで受刑者を引き渡すか、その費用関係とか、そのことについて説明をしていただけますか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 受刑者証人移送におきましては、受刑者の移送を要請した国において被要請国に赴き、受刑者の引渡しを受け、証人尋問終了後は再び被要請国まで受刑者を護送するのが原則でございます。したがって、我が国が外国から国内受刑者の移送を要請された場合には、要請国である外国の官憲において我が国まで国内受刑者の引渡しを受けることとなります。

また、証人尋問終了後は、当該外国が再び我が国まで国内受刑者を護送することとなります。国内受刑者の引渡場所につきましては特に限定されておらず、要請国との協議により適宜の場所を引き渡すこととなりますが、一般的には我が国の空港において外国の官憲に引き渡すことが通常であると思われま

す。そして、我が国が外国の官憲から国内受刑者の引渡しを受ける場所も、我が国の空港となるのが想定されております。逆に、我が国が外国の受刑者の移送を要請する場合には、我が国の官憲が当該外国まで外国受刑者の引渡しを受けに赴き、証人尋問終了後、再び当該外国まで護送することとなります。この場合も、一般的には外国の空港において外国受刑者の身柄

の引渡しが行われることが予定されております。

このような受刑者証人移送に係る費用につきましては要請した国において負担することになり、国内受刑者にかかわる受刑者証人移送の場合は要請国である外国が費用を負担し、逆に、外国受刑者にかかわる受刑者証人移送の場合は要請国である我が国が費用を負担することになります。

なお、日米刑事共助条約は、第六条一(ただし)書におきまして、「第十四条及び第十五条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う」という旨規定しているところでございます。

て、外交ルートによらずに迅速に共助の要請やあるいは証拠の授受を行えることになることなど、我が国の犯罪捜査のより円滑な遂行にも資するものと考えております。

○小川敏夫 終わります。

○木庭健太郎君 今回の国際捜査共助法の改正は、ある意味ではこれまでの国際協力捜査の在り方に大きな、大臣も、モデルケースになる第一番目だと、こうおっしゃいました。大きな意味があると思っております。

まず、副大臣に、この法案がじゃ我が国の治安対策にどう効果があると判断なさっているのか、まずこれをお尋ねしておきたいと思ひます。

○副大臣(実川幸夫君) 我が国の治安対策にどのような効果があるかと、そのような御質問でありま

すけれども、近年、外国人によります凶悪事件が多発するとともに、国境を越えまして敢行される犯罪が増加しておりますが、このような事態に有効に対処するためには諸外国との捜査協力を一層推進することが不可欠でございます。

この法案によりまして日米刑事共助条約を批准することが可能となり、日米間の捜査協力の推進が図られることとなりますが、米国は我が国が共助を要請する件数が一番多い国でもありますし、米国との関係で捜査共助の実効性が高まることに

よりまして治安対策上の効果が期待できるものと考えております。

具体的には、例えば銃器犯罪等、米国では処罰されていない犯罪であるために米国から捜査共助を受けられなかった事案についても共助を得ることが可能となるなど、共助の範囲が広がります。

○木庭健太郎君 また、この法案では、これも先ほど議論になっておりますが、双罰性の要件が緩和されて共助の範囲が広がって、今お話があつたように、我が国が外国に協力を求めることができる範囲も広がると。もちろん、それが治安対策上、今副大臣がおっしゃつたように効果があるということでございますが、この双罰性の要件につきまして、本法案では条約に別段の定めがある場合に要求しないと規定しております。この「条約に別段の定めがある場合」とはどういう場合をいうのか、日米刑事共助条約における「別段の定め」というのは具体的にどのようなものか、局長、御答弁願ひます。

○政府参考人(樋渡利秋君) 第二条第二号及び第三号におきまして「条約に別段の定めがある場合」といいますのは、捜査共助にかかわる権利義務関係についての規定を有する国際約束において同号とは異なる定めを置いている場合をいいます。いかなる場合に条約に別段の定めがある」といいますかは個別の条約の解釈によらざるを得ませんが、例えば第二条第二号については、双罰性がない場合であっても共助を実施すべきことが義務とされている場合が「別段の定め」に当たるわけでございます。

日米刑事共助条約におきましては、第一条4におきまして双罰性の有無にかかわらず共助を実施すると定めますとともに、第三条1(4)におきまして、双罰性が認められない場合であつて、共助の実施に当たり強制措置が必要であると認めるときには共助を拒否する、拒否できる旨を定めておりますが、これが「条約に別段の定め」に該当するとい

うわけでございます。

○木庭健太郎君 今回の法改正によつて日米間の捜査共助というのは実効性が正に高められていくと思われま

共助の実効性、今後どんなふうになるか、一つ穴は空いたわけですが、どう考えていらっしゃるのか、政務官から伺っておきたいと思ひます。

○大臣政務官(中野清君) 木庭委員の御質問にお答えしたいと思います。

これまで外務省を通じて条約なしで捜査共助の実績を世界各国において重ねてまいりました。今回の法改正では新たに業務書類に関する証明手続について整備をいたしまして、これまで証人尋問によって行われてきた証明を簡易な証明書の提出に代えることが可能となつたわけでございます。かかる制度は、条約を前提とするものでないことから、米国外の外国との関係でも今まで以上に迅速に共助を行うことが可能となるわけでございます。

また、今後、米国外の外国とも同種の条約を締結していきますれば、当該外国との間でも共助の要件の緩和や受刑者証人移送制度の創設等、共助の範囲が広がることも、中央当局制度によりまして迅速な捜査共助が可能となります。外国人による犯罪や国際的な犯罪への対応がより効果的にできるものと確信いたしております。

○木庭健太郎君 これも皆さんに議論していただきましたが、確かに今、来日外国人犯罪が多発している。特に衝撃的な事件は、私の地元の福岡の事件でございました。

昨年六月、福岡市で一家四人が殺害されるという事件がございました。最初、どういふ人が犯人かというところから始まって、中国の元留学生ということが判明していく、その過程の中で中国側、報道によれば、報道によれば、警察も検察も予想もしないような協力を行っていた、といったような報道がございました。報道でございす。そういう意味では、国際共助という、捜査を海外と協力しながらやるという意味では、一つの何か逆に言えばモデルケースになるような進んだ形ができたのではないかと報道では推測されま

す。現状、この事件について、事件の概要、また現

在どういう状況になっているか、公判中でもございす。話せる範囲内で警察庁から御答弁いたしたいと思ひます。

○政府参考人(近石康宏君) 御指摘のとおり、お尋ねの件は現在公判中でありまして詳細については申し上げることができませんけれども、この事件は、平成十五年六月二十日、福岡市内在住の一家四人が中国人の男三名に殺害された上、金品を強取され、同市内の海中に遺棄された事件であります。

福岡県警におきましては、即日、刑事部長を長とする捜査本部を設置いたしまして国内捜査を推進するとともに、警察庁を通じて中国捜査当局と連携するなどの所要の捜査を遂げた結果、中国人の男一名を平成十六年一月八日、強盗殺人、死体遺棄、同居侵入罪で逮捕し、一月十日、福岡地方検察庁に送致し、一月三十日、同罪により起訴されたものというふうにご承知しております。

なお、本件におきまして、事件後、中国人共犯者二名が中国に逃亡しているということが判明いたしました。その後、中国捜査当局がこれらの者を自主的に拘束し、現在、中国においてこれらの者に対する刑事手続が進められているものと承知しております。

○木庭健太郎君 これも先ほど、御答弁でございす。話せるかなと思ひますが、中国に捜査官が派遣されております。これは報道で確認しております。私、国際捜査共助の面で中国側からどのような協力が得られたのか、事件のその中身ということではなくて、外形的なもので話せる部分があれば、警察庁から聞いておきたいと思ひます。

○政府参考人(近石康宏君) これも御指摘のとおりでありまして、現在公判中でありまして、個別の事件の捜査に関することもありまして詳細については申し上げることは差し控えていただきますけれども、本件につきましては、我が国からの捜査共助要請に対しまして中国当局も積極的に対応し、証拠の送付、また、日本の捜査官が中国での取調べの立会い等々、積極的な協力が迅速

に行われたというところであります。

○木庭健太郎君 もう一つ、この中国の問題については、これは新聞でございすけれども、「福岡地検の挑戦」という話を書いてあつて、何をこれは書いてあるかという、実はこれ、検察庁、検事が向かうまで行かなくて、また立ち会つて調査を取るという、ある意味では画期的なことまでおやりになつていらっしゃるわけがございまして、これが実際に証拠能力認定という意味でどうなるか、これからいろんな意味で議論になっていくんではないかと、私はある意味ではこれも一つの捜査のやり方としては大きな進歩があつたなと、特に向こう側の協力があつたわけですが、と思つております。

これは一般論になるんではないけれども、こういった捜査官が立ち会ひ行われた取調べを記録した調書、我が国の刑事手続でどのような取扱いになるのか。これも一般論で話さなければならぬし、うかね、その辺は答弁の仕方、刑事局長に任せますが、お答えをいたしたいと思ひます。

○政府参考人(樋渡利秋君) まず、福岡の事件につきましては、検察官が中国において捜査をして調べたんであります。先ほども何人かの質問にお答えいたしました。捜査に立ち会わせていただいたというだけでございす。

捜査共助によって得ました供述調書の取扱いについてでございますけれども、外国の官憲等が作成した供述調書等の証拠能力につきましては、裁判官、検察官の面前で録取された調書以外の調書に該当するものとして取り扱われます。したがって、被告人側の同意がない場合は、刑事訴訟法三百二十一条第三号に規定する書面として

証拠能力が認められるかどうかということになるわけがございす。同様の書面と認められるためには、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができないこと、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであること、その供述が特に信用すべき状況の下になされたものであることが必要

でございます。

我が国の捜査官が立ち会つた上で作成された外国捜査機関の供述調書がこのような要件を充足するか否かは、個別の具体的事実ごとによって裁判所によって判断されることになるということになると思ひます。

○木庭健太郎君 今度は法案の中身で少しお聞きをしてまいりますが、仮に、どう言いますかね、中国と、例えば米、中国とですよ、米、中国と同様の条約を締結した場合、その場合は外交ルートを外して共助の迅速性が図られることが期待できる、今回の法律の意味はそこにあると思ひます。けれども、この法案は、ある意味では一回条約を結ぶことによつて米、中国との間でこれができる。中国ともそういうことができれば今後開けることができる受皿と、受皿になる法律が、その基本のものが今改正としてできるということ。そうすると、一つの今回の改正の大きな目的は、外交ルートを省略する、省略することによつて迅速性を高めると。捜査においては迅速性が何よりも大事なものでありますから、それを最優先させながらやるということになっている。

ところが、そういう法律でありながら、今回の改正では新たに三、二項を設けて、外務大臣に対する協力要請に対する規定を設けている。なぜこれ、外務大臣に対する協力要請に関する規定を定めているのか。その法案、やろうとしている改正目的とこの三、二項とはどういう関係にあるのかということをお説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(樋渡利秋君) 御指摘の三、二項は、条約に基づき法務大臣が共助に要する要請の受理を行う場合であつても、その実施の際には外務省に置かれる施設等を利用すべき場合も想定されますことから法務大臣の外務大臣に対する協力要請権限を規定したものでございす。同条項により求めることができる協力の内容といたしましては、在外公館の施設、在外公館と外務省本省との連絡に用いる設備、システムの利用、これらに

伴うべき人的協力等が考えられるわけでございます。

なお、第三条第二項により協力を求めますのは、共助に関する事務の実施に関する事柄でございます。共助の要請の受理までも外務大臣にゆだねるものではなく、捜査当局間で共助の要請を行い、迅速な共助を可能にする中央当局制度の意義は何ら没却されることはないというふうに考えております。

○木庭健太郎君 逆のこともまたお聞きしたいんですが、要するに現在も、今の法律です、今の法律を読むと、国際捜査共助法第三条ただし書、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときには、共助の要請を法務大臣が行う、法務大臣が直接行うというただし書の規定があるわけでございます。ある意味では、条約があれば、このただし書に該当するというふうにとつてしまつと、特段改正は要らないというふうな議論になりはしないかと思ふんです。この辺について御説明をいただいております。

○政府参考人(樋渡利秋君) 第三条ただし書に言います特別の事情といふのは、一般的には個別事案ごとに判断されるべき事情であることが多く、しかも文理上外務大臣の同意に係らしておりますことから、条約を締結している特定の国につき、個別事案とは関係なく条約に基づいて共助の要請とその実施が規定され、法務大臣がその主体となることになる場合を特別の事情がある場合に含めて解釈することは妥当でないと考えられます。

これまでの条文にありますこの場合、特別の事情がある場合といふのは、例えば捜査につきましては特に迅速性が要求される場合が多く、また密行性が強く要請される性質のものであり、要請国が外交ルートを経由しないことを望むようなことも考えられますので、そのような場合に一応備えた規定でございます。

そこで、条約に基づき法務大臣が共助の要請の

受理を行うこととされていきますときは、共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付は法務大臣が行う旨を新たに規定することに次第でございます。

○木庭健太郎君 今後、日米間では、外交ルートにある意味ではひとつ横に置いた形で、直接捜査当局で要請を行つて証拠を受理するというものになつていくわけでございますが、もう一面見ていったときに、それはそれで大事なことでございんすけれども、外交に対する配慮の点で問題はどうなってくるんだらうか。今後様々な国と条約を締結していく、これはやつていかなければならないと私は思つておるんですけれども、もちろん迅速性の問題、今のこの犯罪多発の状況、捜査の状況を考えれば、当然、迅速性の点では外交ルートを外しながらでも進めていくべきだと思ひますが、また一方で、さあ、そうはいつても、外交に対する配慮がなしでいいのかというふうな問題をどう考えればいいのかという面もあると思ひます。

法務省としてどうか、外務省としてどうか、それぞれ御答弁をいただいております。

○政府参考人(樋渡利秋君) 現行法でも、相当性がなく理由に共助の要請を拒否する場合等には、要請国との友好関係を損なうおそれがありますことから、外務大臣の外交上の観点からの意見を参酌することが適当と認められ、法務大臣の外務大臣との協議義務を定めていたものであります。本改正もこれに変更を加えるものではなく、今回新たに、法務大臣において、相当性ではなく、方式の条約適合性を理由に要請を拒否する場合が想定されますことから、この場合につき、新たに外務大臣との協議も定めております。

なお、このように共助の要請を拒否する場合に限らず、当省から外務省に対して必要な連絡協議を行つていく所存でございます。

○政府参考人(門司健次郎君) 日米刑事共助条約の下では、共助の実施のための連絡を、従来の外交ルートではなく中央当局間で直接行うことにな

ります。したがつて、関連事務の軽減、迅速化が期待できるというところは御指摘のとおりでございます。また、御指摘のとおり、このことが外交上の配慮の欠如につながるということがあつてはならないと考えております。

したがつて、このような事態を回避するため、ただいま法務省の方からも答弁ございましたけれども、法務省から外務省に対して必要な連絡協議というものが行われるものと理解しております。そして、外務省といたしまして、外交上必要と認める場合には法務省に対して意見を述べる考えでございます。

今後とも、外交上の配慮を欠くことなく、かつ迅速な刑事協力が行われるよう、法務省とも連絡を緊密にしつつ、一層尽力してまいりますつもりでございます。

○木庭健太郎君 摘発された外国人の犯罪者を国籍別にみると、もちろん今いろいろな意味でこの条約を結びましたアメリカの問題もありますが、アジア地域の国籍が多いこと、もう事実でございます。特に、中国は四五％、韓国の九％を合わせると過半数を占めております。

今回、アメリカとこの刑事共助条約を締結することになります。我が国はやはり外国人犯罪の抑制につながるというふうな見地を考へるならば、やはり外国人犯罪者の多くを占める近隣諸国との条約を締結する、これを早急に検討する必要があります。性があると思ひますが、外務省、法務省にそれぞれまず御見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府参考人(門司健次郎君) お答えいたします。

この日米刑事共助条約の締結、それから関連国内法の整備が実現いたしますと、同様の種類の二国間条約を今後締結していく土台というものが整うこととなります。日米刑事共助条約の締結後は、各国との間の刑事共助に関する条約の締結に積極的に取り組んでまいりたいと思つております。

他方、米国の次にどの国と条約の締結を、交渉を開始するかということにつきましては、一度に数多くの国と交渉を行うことは物理的にも不可能でございます。我が国にとつての共助のニーズを勘案しつつ、優先順位付けを行つていく必要がございます。現時点で米国の次にどの国と交渉を開始するかということが具体的に決まつていないわけではございません。しかし、米国以外の国の中では、アジア諸国の中に捜査共助に関するニーズの高い国があるのではないかと考えており、今後、関係省庁とも相談しつつ、具体的検討を行つてまいりたいと思ひます。

○政府参考人(樋渡利秋君) 法務当局といたしましても外務当局と同じ考えに立つておりまして、これまでの共助の実績や相手国の法制等を踏まえながら、関係省庁と協議しつつ、韓国を始めアジアを含めた各国との間で二国間の刑事共助条約の締結の可能性についても検討していく必要があるというふうな考えておりました。広くそのような考えで努力していきたいというふうに思つております。

○木庭健太郎君 今、外務省、法務省に伺いましたが、最後に大臣に、先ほども松村委員の質問に對してお答えはされておりましたが、やはりこの捜査共助の問題、おつちやつたように、日米間でできるという、でも、今回法改正することによつて土台ができると、この土台を踏みしめた上で今後広げていく必要性があるというふうなことを法務大臣おつちやつておりましたが、私は、先ほど御答弁されたとおり、やはりこの捜査共助を今後各国との条約締結大いに進めていく必要もあるし、そのときには是非観点として、近隣諸国の問題、やはりここが一番の最優先して取り組む諸国ではないかと私は思つております。こういった問題についての大臣の取組の決意を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(野沢三三君) アメリカとの関係は、戦後五十年以上を掛けまして、経済、社会、そして法律、外交、あらゆる面での信頼関係を築き上

げてきた上で今日の捜査協力、共助と、こういう段階に到達したわけでございます。前提としてこの種の協力体制を組むためには、それぞれの国に対する一般的な本質的な信頼関係がなければ成り立たないと、こういう事柄であろうと思っております。

そういうことで、これからの共助の相手をどこへ拡大するか。これまでの実績を見ると、約三十分か国ほどの国々が挙がっておりますが、私は、やっぱり近隣諸国をまず優先しまして、その国々との経済始め社会、法律、先ほど申しましたような様々な協力と信頼関係を構築することを前提に拡大をしていきたいと思っております。これを構築することによって、正に国が一体となり、将来的に見れば一つの共同体として発展していく基盤ができていくのではないかと考えております。

○木庭健太郎君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。本改正案は、日本が初めて結ぶ刑事共助条約である日米刑事共助条約の締結に基づくものであります。私、かつて、二年ほど前に、この国際的な捜査共助条約を締結を推進すべきだということを質問をしたことがございます。児童買春・児童ポルノ禁止法に国外犯規定ができました。ところが、アジアの国との捜査共助が非常に不十分で、その捜査に時間が掛かっているという例を挙げまして、この共助条約を推進すべきだという質問をいたしました。

ところが、当時の前任の刑事局長の答弁は大変消極的でありまして、「条約があればよりやりやすくなるのではないかと」ということも、それは一つの御意見としてあるわけでございますけれども、一として、今も体制はほぼできていますけれども、二として、法的な問題と申しますよりは、実際の共助を実施していく上での運用の問題なんだと、こういう答弁をされまして、大変消極的というか慎重だなという印象を當時持ったんです。

今回、アメリカと結んで、この法は改正になるわけでありましても、これまで日本がこういう共助条約を結んでこなかったその理由というのはどこにあるんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 刑事の分野における国際協力体制の構築は重要でございます。御指摘のとおり、その一つの方法として二国間での条約締結があることは、前からそういう考えがございますし、当局としても十分認識していたところではございます。

他方、我が国は、条約を締結していない諸外国からの要請につきましても、国際捜査共助法に基づいて共助を行うことが可能であり、条約を締結しなくともこれまで諸外国との間で相互に捜査共助を実施してきた相応の実績があったことから、これまで刑事共助条約を締結しなかったものでございます。

そういうような実績を踏まえつつ条約というものの交渉をしていくべきものだというふうに考えておりますが、条約を締結するには、まずもってお互いの国の司法制度の信頼関係をお互いが持つということも重要な点ではないかというふうに考えておりました。捜査共助の実績を積みながら検討をしていきたいというふうに考えていたところでございます。

○井上哲士君 信頼関係と実績を積みながら考えてきたと、こういうことでございました。

そうしますと、外務省にきていただいていんですが、今回の日米刑事共助条約の締結というのはアメリカからの要請というのが大きな流れだったと承知をしているんですが、その経緯、そしてアメリカが求めてきた理由、その点はいかがでしようか。

○政府参考人(長嶺安政君) お答え申し上げます。まず、背景といたしまして、近年の国際犯罪の増加に伴いまして、捜査、訴追、その他の刑事手続に關しましては国際的な協力の重要性が高まってきたという背景があります。このような背景の下で、米国はかねてよりこの分野における二

国間の条約の締結を諸外国との間で進めてきているということがございました。そして、我が国に對しても同様の条約の締結についての申入れが行われてまいりました。

これを受けまして、平成十年の十一月でございますが、当時、大統領であるクリントン大統領が我が国を訪問した際に、日米の首脳会談におきまして、日米両政府間で捜査・司法共助条約の締結交渉を行うことで一致したということが発表されました。これを受けまして、その後、平成十一年二月の第一回交渉以降、累次交渉が進められてきたわけでございます。そして、平成十五年六月に至りまして実質的な合意に達し、同八月に署名が行われたというところでございます。

以上が経緯でございます。今次国会におきまして条約の締結の御承認を得たいと考えて、これを提出させていただいているところでございまして。

○井上哲士君 そうしたアメリカからの要請があったということでもあります。

先ほど来、外国人犯罪の増加という文脈で、アジアの国々との刑事共助条約を進めるべきだという御質問がありました。私も、それはそれで大事だと思っております。同時に、何も外国人犯罪だけの問題ではないんですね、刑事共助というのは、日本人が外国で犯罪を犯すということもあります。

私、その二年前に取り上げたときの問題というのは、児童買春・ポルノ禁止法での国外犯規定の関係でありました。一九九九年に、日本人の男性五人がタイに行つて現地での性的虐待をやつたと。

で、日本に帰つてきたけれども、そして日本国内で裁判をする上で、そのタイでの証拠を集めようとしてもなかなか時間が掛かつて、二年も三年も掛かった、こういう例を挙げて、この国際共助を進めるべきだということを申し上げたわけでありまして、そういう見地も非常に大事だと思うんですね。

ですから、今後、こうした児童買春とか麻薬の問題などもありますが、銃、武器の取引などの問題もある、そういう観点も含めて、このアジアの国々とか途上国との関係でも捜査共助を、条約などを進めていくということも必要かと思うんですが、その点はいかがでしようか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 法務当局といたしましては、これまでの共助の実績や相手国の法制等を踏まえながら、関係省庁と協議しつつ、委員の御指摘のようなお互いの国のニーズも踏まえて検討をしながら、二国間の刑事共助条約の締結の可能性についてあらゆる方面からいろんな国と検討していきたいというふうに考えております。

○井上哲士君 じゃ次に、双罰性の問題についてお聞きをいたします。

今回、条約に特段の定めがある場合には双罰性がなくても共助要請に応ずるということになるわけですが、これまではこの双罰性が必ず必要としておりました。これはどういう理由だったからなんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) やはり、捜査共助で、相手要請国からの要請に基づきまして、多くは我が国に居住する我が国民に対して捜査の、要請国の捜査のお手伝いをするわけでございますから、ある意味で、我が国国民、国民だけに限りませんが、我が国に居住する人たちに對する権利義務に關することが多々ございまして、我が国で処罰しない者まで共助の要請を受け入れるべきかどうかというのはいろんな判断がございます。今までは、そういうことはお断りしてもいいんじゃないかというふうに考えていたわけでありまして。

○井上哲士君 条約によりまして、任意処分の場合には双罰性がなくても共助要請に応じるのが義務と、しかし、強制処分の場合は義務は負わないと、こういう二段構えになったわけですが、今の答弁とも関係するわけですね、こういう中身になつてくるのはどういう理由でしようか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 日米刑事共助条約では、国際協力推進の観点から、任意処分による共

助については双罰性の存否にかわりなくこれを提供するものとし、共助が強制処分等にわたる場合には共助の実施を被要請国の裁量にゆだね、双罰性が存在しないことを理由に共助を拒否できることとしております。

共助の実施が任意処分により可能である場合には、そもそもその処分の対象者の任意の協力があることから、その権利保護の観点から見ても、双罰性がない場合の共助の実施を義務とすることに余り問題はないのではないかとこのように考えるわけでございます。

他方、強制処分が必要な場合につきましては、裁判官が令状を発付するか否かの審査を行うものとはいえ、私人に対する権利の侵害の程度について特に配慮することも重要であると考えられましたことから、双罰性がない場合に強制処分等を行うか否かは条約上我が国に裁量権があるようにしたものでございます。

○井上哲士君 強制処分の場合には、私人の権利の侵害につながりかねないということが理由だとお聞きをいたしました。

この法律と条約を併せて読みますと、双罰性を満たない強制処分にかかわる共助要請は、応じる義務はないけれども、応じることができると、このなるわけですね。その判断は法務大臣が行うと、このなるわけですね。

私は、そもそもこういう仕組みになっている、強制処分については慎重な仕組みになっているということ、その理由に人権というようなことを考えますと、相当この双罰性を満たない強制処分を伴う共助要請については慎重に扱うべきかと思えます。原則応じないとか、そういう対応も必要かと思うんですが、その点、大臣のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(野沢三三) 委員御指摘のとおり、改正法は双罰性がない行為であっても条約の別段の定めがあるときは共助を実施し得るということになっております。そのような行為につきましても、証人尋問や捜査、差押えなどが法律上は可能

となります。しかし、双罰性がないということは、我が国の法令によれば罪に当たるとは言えない場合でありますので、共助犯罪の軽重、当該証拠の重要性、処分を受ける者の不利益の有無、程度等を総合的に勘案しまして、慎重な運用を心掛けてまいりたいと考えております。

○井上哲士君 今後、他国との共助条約も広げていくという場合には、この双罰性についてはどういうような態度で臨まれるのでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) それは、他国との条約交渉でございまして、我が当局としてはまいらないと思いますが、我が当局としてはまいらないと思いが、日米捜査共助条約を基本にし、これに似合うようにいたしますが、これを基にした考え方で交渉をしたいというふうに考えております。

○井上哲士君 じゃ次に、受刑者証人移送制度についてお聞きをいたします。

これまでも受刑者に対する証人尋問の要請などはあつたかと思うんですが、これまではそういう場合にはどういうような対応がなされてきたんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) これまで、受刑者の供述や証言の取得を求める共助の要請が外国からなされた場合には、我が国の捜査機関におきまして当該受刑者を取り調べ、あるいは我が国の法廷において証人尋問を実施した上、その結果である供述調書や証人尋問調書を要請国に送付しておりました。

○井上哲士君 最初の質問のことも戻るんですが、これまで十分に体制も整えてきたというような過去の答弁からいいますと、むしろ現行制度で対応できないのかなという疑問もあるわけですが、この点はいかがなんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 受刑者証人移送制度がない現状では、我が国の刑事裁判の法廷において外国で受刑中の者から証言を得る方法はなく、また我が国で受刑中の者を証人として尋問したいと外国から要請されてもこれに応じる方法はござ

いませんでした。

本制度の導入により、我が国としましては、外国の刑事裁判の審理の充実に協力できるほか、我が国の裁判所において外国の受刑者からの証言を得ることができるようになります。また、国際的にも、拘禁されている者について証言目的等のため一時的に移送する制度の有用性についての認識も高まっているところであります。

このような点を踏まえれば、本制度の実益は十分あるものというふうに理解しております。先ほど少し申し上げましたが、法廷における直接主義というものにも合致するんだらうというふうに思うわけであります。

○井上哲士君 似た制度として、いわゆる受刑者移送という制度があります。この場合は、移送する場合に本人の同意とともに裁判所の判断というのが必要かと思うんですが、この受刑者証人移送制度についても、証言義務がある証人尋問のために受刑者を移送する意味での強制処分だと思っております。

そうしますと、この場合も裁判所の判断というのを求めるということも必要だったかと思うんですが、この点はいかがなんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 我が国の受刑者を受刑者証人移送として外国に移送する場合、その受刑者については既に本案の裁判において司法判断を得た上で身体を拘束されているものであること、移送自体は一時的なものでございまして、当該受刑者に過度の負担を強いるものではないこと、外国に移送されることについて当該受刑者の同意を要件としていること等にかんがみまして、国内受刑者の証人移送の実施に当たっては、重ねて司法審査を求めるまでの必要はなく、一般の共助要請の場合と同様、法務大臣の判断にゆだねることをもって足りるというふうに考えております。

○井上哲士君 じゃ最後に、関連して、沖縄での地位協定にかかわる取扱いの問題についてお聞きをいたします。

最近、アメリカと新たな地位協定の運用見直しについて合意が行われましたけれども、その中身について、まず外務省からお聞きをいたします。

○政府参考人(長瀬安政君) お答えいたします。ただいま委員が言われました日米地位協定の下の刑事裁判手続に関する日米交渉の結果でございます。

これは、昨年六月以来、この日米交渉が行われてまいりましたが、その結論として、本年四月二日の日米合同委員会におきまして、日米間の捜査協力強化等に関する合同委員会合意が作成されたところでございます。

この合意は、平成七年の合同委員会合意に基づく起訴前の拘禁の移転の対象となる事件につきまして米軍当局が速やかに捜査を行うことができるようにするとの見地より、米側からの要請に基づきまして、当該事件について捜査権限を有する米軍司令部の代表者が日本側当局による被疑者の取調べに同席することが認められるものであります。

今回の合意につきまして、これが成立したことによりまして、平成七年合意の対象となる事件につきまして捜査協力が強化されることとなると考えております。米側が捜査を迅速に行えるということは、米軍人等の犯罪対策上もメリットがあり、また、平成七年合意に基づく日本側の要請に対する米側の判断が従来より迅速に行い得ることが期待されます。

これは、平成七年のその合意という日米地位協定の運用改善措置を更に円滑化するものであるというふうに認識しております。

○井上哲士君 今回の合意に至る交渉の中でアメリカ側の要求は、取調べの場での第三者の立会いということでありました。

いろいろこの経過については報道もされていまして、けれども、九五年の合意ができて以降も、アメリカでは、この密室性の高い日本の取調べは容疑者への暴力や白自強要につながりかねないとか人権が侵害されているとか、こういう声が常にあり

ました。今回の合意でこの米軍関係の被疑者にだけ特別な権利が与えられるというのは、これはこれで問題でありますけれども、しかし、この密室取調べという問題はやはり日本の刑事司法が本質的に抱える問題として国際的な批判も強いわけであります。

報道によりますと、今回のこの米軍の当局者が立会いをするということについても随分日本の警察や法務省は渋ったということが言われておりまして、けれども、その理由はどういうことだったんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 交渉の申しに、お尋ねでございますので回答は差し控えさせていただきます。ただ、捜査協力強化及びいわゆる平成七年合意の円滑な運用の促進に関する今回の合意の内容に言及すれば、当局として何ら否定的見解を有しているものではないと思います。

○井上哲士君 捜査に対する協力という、そういう名目を取ったわけでありまして、アメリカの捜査当局者がこの取調べに立ち会うということとは、事実上、第三者が立ち会うということになるわけですね。これは、密室取調べということでも国際的な批判もある日本の刑事司法にとつても大変大きな意味があると思います。

今後、今回は正に特権的に認めたという格好になるわけですが、今般の司法制度改革の中でも刑事司法の問題はいろいろ言われているわけでありまして、すべての被疑者、被告人にこうした第三者立会いということを認めるということを私は検討していくべきだと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) まず、その議論の前提といたしまして、今回の合意は、いわゆる平成七年合意の対象事件において被疑者の身柄が我が国に移転することに伴って米軍当局の捜査に制約が生じることにかんがみ、捜査協力を強化するための措置として、日本の捜査当局が行う取調べに捜査権限を有する米軍の代表者が同席することを

認めるものでございまして、何ら米軍人等被疑者の権利にかかわるものではございません。

これは、先ほどのこの法案の説明で申し上げておりますように、捜査協力の中で相手側要請国の捜査官憲を立ち会わせることは間々あることとございまして、したがって、弁護人その他の第三者の立会いは全く別個の問題であると考えております。

裁判員制度と今回の司法制度改革が進められている中で、今後いろいろな面で、その運用の面あるいは司法制度審議会意見書において今後将来的に検討をすべきだと言われている諸点につきましては、今後とも慎重に検討していくことに変わりはございませんが、この日米合同委員会での合意とは全く関係のないことだというふうに考えております。

○井上哲士君 外務省もそういう説明でありました。ただ、米国からはそういう強い要求があり、国内の世論も非常に強いという中で、この捜査のためという言わば理屈で収めたということがいろいろ報道でも出されているわけでありまして、繰り返すにようになりますけれども、日本のこういう密室的な捜査というのは国際的にも大変大きな人権委員会の最終見解は、日本では逮捕された被疑者が警察のコントロール下、いわゆる代用監獄に最大二十三日間置かれていたということ、それから、この取調べの時間及び期間を規制する規則が存在せず、取調べが被疑者の選任した弁護人の立会いの下で行われていない、委員会が、これらのことに深い懸念を有し、日本政府が刑事上の罪に問われて逮捕された被疑者に関する取扱いを改革するよう強く勧告するということも言われております。

今、司法制度改革の流れの中で様々な問題を検討していくという答弁もありましたけれども、これはやっぱり是非、国際水準に日本の刑事手続を引き上げていくということで、流れの中で日米間の問題も本質的な解決を図っていくと、このこと

が私は必要だと思えます。

そのことを繰り返して申し上げまして、終わります。

○委員長(山本保君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(山本保君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、小野清子君が委員を辞任され、その補欠として西銘順志郎君が選任されました。

○委員長(山本保君) これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本保君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、千葉君から発言を求められておりますので、これを許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 国際化する犯罪の捜査に関し、適正な手続の下、国際間の捜査協力を拡充、強化することが必要であることにかんがみ、諸外国との

刑事共助条約の締結の拡大に努めること。

二 受刑者証人移送制度の運用に当たっては、受刑者に対し、制度の趣旨、移送期間の取扱い等について周知を図るとともに、証人移送の決定に際し、受刑者本人の意思を十分確認、尊重すること。

三 外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者を拘禁するに当たっては、当該外国受刑者の人権を十分尊重し、適切な処遇を行うこと。右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山本保君) ただいま千葉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本保君) 全会一致と認めます。よって、千葉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、野沢法務大臣から発言が求められておりますので、これを許します。野沢法務大臣。

○国務大臣(野沢三三君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(山本保君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本保君) 労働審判法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。野沢法務大臣。

○国務大臣(野沢三三君) 労働審判法案について、その趣旨を御説明いたします。

社会経済情勢の変化に伴い、個々の労働者と事業主との間における労働関係に関する民事紛争が増加しており、その迅速かつ適正な解決を図ることが求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、個別の労働関係に関する民事紛争について、地方裁判所における手続として、労働審判手続を設けることにより、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、労働審判手続は、裁判官である労働審判官一名及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員二名で組織する労働審判委員会が、事件を審理し、調停による解決を試みつつ、当事者間の権利関係を踏まえて事案の実情に即した解決をするために必要な審判を行う手続としております。

第二に、労働審判手続においては、特別の事情がある場合を除き、三回以内の期日において迅速に審理を終結するものとしております。

第三に、調停が成立しない場合には、労働審判委員会は、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえ労働審判を行うものとともに、労働審判委員会は、事案の性質上、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは、労働審判を行わずに事件を終了させることができるものとしております。

第四に、当事者は、労働審判に対し、二週間以内に異議の申立てをすることができるとし、異議の申立てがあったときは、労働審判はその効力を失うとともに、労働審判手続の申立てに係る請求については、労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があったものとみなすものとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

第三部

法務委員会会議録第十三号

平成十六年四月二十二日

【参議院】

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(山本保君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(山本保君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

労働審判法案の審査のため、来る二十七日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本保君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働審判法案

労働審判法案

労働審判法

(目的)

第一条 この法律は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争(以下「個別労働関係民事紛争」という。)に関し、裁判所において、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が、当事者の申立てにより、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には、労働審判(個

別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判をいう。以下同じ。)を行う手続(以下「労働審判手続」という。)を設けることにより、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする。

(管轄)

第二条 労働審判手続に係る事件(以下「労働審判事件」という。)は、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する地方裁判所、個別労働関係民事紛争が生じた労働者と事業主との間の労働関係に基づいて当該労働者が現に就業し若しくは最後に就業した当該事業主の事業所の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所の管轄とする。

(移送)

第三条 裁判所は、労働審判事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

2 裁判所は、労働審判事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために適当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該労働審判事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(代理人)

第四条 労働審判手続については、法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ代理人となることができない。ただし、裁判所は、当事者の権利利益の保護及び労働審判手続の円滑な進行のために必要かつ相当と認めるときは、弁護士でない者を代理人とすることを許可することができる。

2 裁判所は、前項ただし書の規定による許可を取り消すことができる。

(労働審判手続の申立て)

第五条 当事者は、個別労働関係民事紛争の解決を図るため、裁判所に対し、労働審判手続の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、その趣旨及び理由を記載した書面で行なければならない。

(不適法な申立ての却下)

第六条 裁判所は、労働審判手続の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

(労働審判委員会)

第七条 裁判所は、労働審判官一人及び労働審判員二人で組織する労働審判委員会を労働審判手続を行う。

(労働審判官の指定)

第八条 労働審判官は、地方裁判所が当該地方裁判所の裁判官の中から指定する。

(労働審判員)

第九条 労働審判員は、この法律の定めるところにより、労働審判委員会が行う労働審判手続に関与し、中立かつ公正な立場において、労働審判事件を処理するために必要な職務を行う。

2 労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命する。

3 労働審判員は、非常勤とし、前項に規定するもののほか、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 労働審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(労働審判員の指定)

第十条 労働審判委員会を組織する労働審判員は、労働審判事件ごとに、裁判所が指定する。

2 裁判所は、前項の規定により労働審判員を指定するに当たっては、労働審判員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、労働審判委員会における労働審判員の構成について適正を確保するように配慮しなければならない。

(労働審判員の除斥)

第十一条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定は、労働審判員の除斥について準用する。

(決議等)

第十二条 労働審判委員会の決議は、過半数の意見による。

2 労働審判委員会の評議は、秘密とする。

(労働審判手続の指揮)

第十三条 労働審判手続は、労働審判官が指揮する。

(労働審判手続の期日)

第十四条 労働審判官は、労働審判手続の期日を定めて、事件の關係人を呼び出さなければならない。

(迅速な手続)

第十五条 労働審判委員会は、速やかに、当事者の陳述を聴いて争点及び証拠の整理をしなければならない。

2 労働審判手続においては、特別の事情がある場合を除き、三回以内の期日において、審理を終結しなければならない。

(手続の非公開)

第十六条 労働審判手続は、公開しない。ただし、労働審判委員会は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(証拠調べ等)

第十七条 労働審判委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをすることができる。

2 証拠調べについては、民事訴訟の例による。

(調停が成立した場合の費用の負担)

第十八条 各当事者は、調停が成立した場合において、その支出した費用のうち調停条項中に費用の負担についての定めがないものを自ら負担するものとする。

(審理の終結)

第十九条 労働審判委員会は、審理を結するとときは、労働審判手続の期日においてその旨を宣言しなければならない。

(労働審判)

第二十条 労働審判委員会は、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行う。

2 労働審判においては、当事者間の権利関係を確定し、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命じ、その他個別労働関係民事紛争の解決をするために相当と認める事項を定めることができる。

3 労働審判は、主文及び理由の要旨を記載した審判書を作成して行わなければならない。

4 前項の審判書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、労働審判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

5 前項の規定による審判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第四百四条及び第四百十条から第四百十三条までを除く。)の規定を準用する。

6 労働審判委員会は、相当と認めるときは、第三項の規定にかかわらず、審判書の作成に代えて、すべての当事者が出頭する労働審判手続の期日において労働審判の主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、労働審判を行うことができる。この場合においては、労働審判の効力は、告知された時に生ずる。

7 裁判所は、前項前段の規定により労働審判が行われたときは、裁判所書記官に、その主文及び理由の要旨を、調書に記載させなければならない。

(異議の申立て等)

第二十一条 当事者は、労働審判に対し、前条第四項の規定による審判書の送達又は同条第六項の規定による労働審判の告知を受けた日から二週間の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる。

2 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。

3 適法な異議の申立てがあつたときは、労働審判は、その効力を失う。

4 適法な異議の申立てがないときは、労働審判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

5 前項の場合において、各当事者は、その支出

した費用のうち労働審判に費用の負担についての定めがないものを自ら負担するものとする。

(訴え提起の抑制)

第二十二条 労働審判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、労働審判手続の申立てに係る請求については、当該労働審判手続の申立ての時に、当該労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

2 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされる事件は、同項の地方裁判所の管轄に属する。

3 第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、民事訴訟法第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百五十八條の規定の適用については、第五条第二項の書面を訴状とみなす。

(労働審判の取消し)

第二十三条 第二十条第四項の規定により審判書を送達すべき場合において、次に掲げる事由があるときは、裁判所は、決定で、労働審判を取り消さなければならない。

一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないこと。

二 第二十条第五項において準用する民事訴訟法第七十条第一項の規定により送達をすることができないこと。

三 外国においてすべき送達について、第二十条第五項において準用する民事訴訟法第八十条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認められること。

四 第二十条第五項において準用する民事訴訟法第八十条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がないこと。

2 前条の規定は、前項の規定により労働審判が取り消された場合について準用する。

(労働審判によらない労働審判事件の終了)

第二十四条 労働審判委員会は、事案の性質に照らし、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないとき認めるときは、労働審判事件を終了させることができる。

2 第二十三条の規定は、前項の規定により労働審判事件が終了した場合について準用する。この場合において、同条第一項中当該労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していたとあるのは、「労働審判事件が終了した際に当該労働審判事件が係属していた」と読み替えるものとする。

(費用の負担)

第二十五条 裁判所は、労働審判事件が終了した場合(第十八条及び第二十一条第五項に規定する場合を除く。)において、必要と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該労働審判事件に関する手続の費用の負担を命ずる決定をすることができる。

(事件の記録の閲覧等)

第二十六条 当事者及び利害関係を陳明した第三者は、裁判所書記官に対し、労働審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は労働審判事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条の規定は、前項の記録について準用する。

(訴訟手続の中止)

第二十七条 労働審判手続の申立てがあつた事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、労働審判事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

(即時抗告)

第二十八条 第三条第一項及び第二項、第六条、第二十一条第二項、第二十三条第一項並びに第二十五条の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(非訟事件手続法及び民事調停法の準用)

第二十九条 労働審判事件に関しては、非訟事件

用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされ」を加える。

平成十六年四月三十日印刷

平成十六年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K